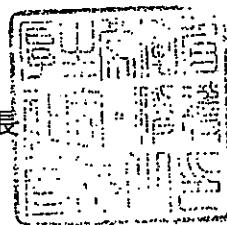


社援発第0215005号

平成19年2月15日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」の一部改正について

標記については、平成17年10月5日社援発第1005011号厚生労働省社会・援護局長通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」により行われているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に対する周知につき配慮願いたい。

	改 正 後	現 行
I	<p>1 駐設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度</p> <p>1.1 趣旨 都市部における社会福祉施設の新規設置について、深刻な用地不足からその整備が進まない実態にあることから、こうした問題を緩和するため、既存施設を整備需要の高い施設と複合化して改築する場合に経過生産を緩和し、老朽度にかかるかわらず優先的に改築を認め、3階建以上の場合は国庫負担（補助）基本額の加算を行うほか、社会福祉法人が設置する場合を独立行政法人福祉医療機構の無利子融資の優遇措置を講じ、都市部における整備の促進を図る。</p> <p>2 改築対象施設 (1) 原則として、社会福祉施設等の延面積の50%以上が10年以上経過した建物であること（原則として老朽度は問わない。） (2) 特別区並びに人口10万人以上の市、特別区及び指定都市・中核市周辺の市で施設の立地が困難な地域と認められる人口密集地に所在し、他の緊急度の高い施設と複合化して改築する施設</p> <p>3 緊急度の高い施設と認められる施設 (1) 営業者サービス事業所及び障害者支援施設 (2) これらに準ずる施設であつて特に必要と認める施設</p> <p>4 緊急度の高い施設と認められる施設 (1) 障害者サービス事業所及び障害者支援施設 (2) これらに準ずる施設であつて特に必要と認める施設</p>	<p>1 既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度</p> <p>1.1 趣旨 都市部における社会福祉施設の新規設置については、深刻な用地不足からその整備が進まない実態にあることから、こうした問題を緩和するため、既存施設を整備需要の高い施設と複合化して改築する場合に経過生産を緩和し、老朽度にかかるかわらず優先的に改築を認め、3階建以上の場合は国庫負担（補助）基本額の加算を行うほか、社会福祉法人が設置する場合を独立行政法人福祉医療機構の無利子融資の優遇措置を講じ、都市部における整備の促進を図る。</p> <p>2 改築対象施設 (1) 原則として、社会福祉施設等の延面積の50%以上が10年以上経過した建物であること（原則として老朽度は問わない。） (2) 特別区並びに人口10万人以上の市、特別区及び指定都市・中核市周辺の市で施設の立地が困難な地域と認められる人口密集地に所在し、他の緊急度の高い施設と複合化して改築する施設</p> <p>3 緊急度の高い施設と認められる施設 (1) 身体障害者施設、身体障害者入所授産施設、身体障害者受産施設、「障害者施設」の対象施設 (2) これらに準ずる施設であつて特に必要と認める施設</p> <p>4 優遇措置の内容 (1) 国庫補助の優先採択 (2) 3階建以上の建物（改築施設及び緊急度の高い施設が3フロア以上を専用する場合に限る。）の場合 国庫負担（補助）基本額の加算を行う（8%以内で特に認める基本額）。 (3) 社会福祉法人が整備する場合に、本制度の対象施設の整備に係る経費について独立行政法人福祉医療機構融資において、同機構の定める貸付基準に基づき、一部又は全部を無利子融資とする。ただし、初度設備に要する経費については対象としないこととする。</p>
II	<p>1 高層化特例割増制度</p> <p>1.1 趣旨 都市部の深刻な用地問題に対応し、用地の高度利用を図る観点から、高層化することとし、これにより都市部における整備の促進を図る。</p> <p>2 対象施設 特別区並びに人口10万人以上の市、特別区及び指定都市・中核市周辺の市で施設の立地が困難な地域と認められる人口密集地に整備する3階建以上の次の施設 ○平成17年10月5日厚生労働省社援第1005003号厚生労働省次官通知「社会福祉施設等施設整備費国庫補助交付要綱」による社会福祉施設等</p> <p>3 優遇措置の内容 (1) 「保護施設等」の対象施設 国庫補助基本額の加算を行う（8%以内で特に認める基本額）。</p>	<p>1 高層化特例割増制度</p> <p>1.1 趣旨 都市部の深刻な用地問題に対応し、用地の高度利用を図る観点から、高層化することとし、これにより都市部における整備の促進を図る。</p> <p>2 対象施設 特別区並びに人口10万人以上の市、特別区及び指定都市・中核市周辺の市で施設の立地が困難な地域と認められる人口密集地に整備する3階建以上の次の施設 ○平成17年10月5日厚生労働省社援第1005003号厚生労働省次官通知「社会福祉施設等施設整備費国庫補助交付要綱」による社会福祉施設等</p> <p>3 優遇措置の内容 (1) 「障害者施設等」の対象施設 国庫負担（補助）基本額の加算を行う（10%以内で特に認める基本額）。</p>

(2) 国庫補助の優先採択

(2) (1) 以外の施設
国庫負担(補助) 基本額の加算を行う(8%以内で特に認める基本額)。